

鶴岡市公告第61号

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に基づき公告する。

令和7年4月28日

鶴岡市長 皆川 治

1 物品名

高度救命処置用資機材（本署救急1号車用）1式

2 仕様

別添仕様書のとおり

3 納期限

令和8年3月19日

4 入札会

(1) 日時：令和7年5月16日（金）午前10時30分

(2) 会場：鶴岡市美咲町36-1 鶴岡市消防本部3階 会議室

5 入札参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

(1) 鶴岡市の登録業者であり、業種区分「医療・福祉」業種名「医療機器」に登録されていること。

(2) 鶴岡市に本社、支社、支店等を置く法人であること。

(3) 鶴岡市から指名停止を受けていないこと。

6 入札説明書等の交付

入札説明書等は、鶴岡市のホームページから受け取ること。

7 議会の議決要件及び契約締結

本業務委託については、別途発注の高規格救急自動車に積載する物品である。資機材を積載する高規格救急自動車は鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年鶴岡市条例第63号）第2条の規定により市議会の議決に付さなければならないものであり、市議会の議決を得た後に本契約を締結することとしている。本業務委託物品についても高規格救急自動車の議決を得た後に本契約を締結することとする。

ただし、本契約を締結するまでに、「5 入札参加者の資格」に掲げる要件に反した場合は、落札決定を取り消し、既に仮契約を締結しているときは、仮契約を解除する。なお、落札決定

を取り消した場合、仮契約を解除した場合、又は市議会の議決を得られない場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

8 担当部局

鶴岡市消防本部総務課

住 所：〒997-0857 鶴岡市美咲町36-1

TEL：0235-22-8330 FAX：0235-22-0119

e-mail：shobo@city.tsuruoka.yamagata.jp